

使用許可の取消し（キャンセル）の手続について

予約受付再開日(7月21日)前に受けた使用許可の取消し(キャンセル)につきましては、納付した使用料の全額を還付いたしますので、下記の申請期間中にフレサよしみ窓口にお申し出ください。

●申請期間

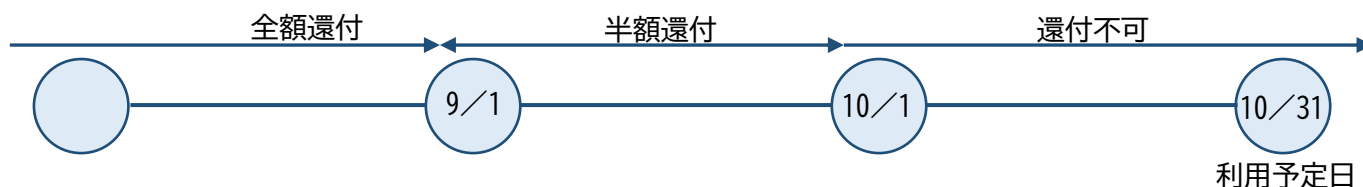
会議室①②⑤・和室
小ホール・スカイホール 令和2年7月15日(水)から8月30日(日)まで

会議室③④・大ホール 当面の間

※ 貸館再開に伴う使用方法の制限により、施設を使用することができなくなった団体・個人につきましては、施設区分にかかわらず、申請期間を「当面の間」といたします。

例: 町外在住者が半数以上の団体

●還付申請の例(10月31日利用予定の方)



8月中に吉見町民会館使用料還付申請書を提出した場合	全額還付
9月以降、利用予定日の31日以前に吉見町民会館使用料還付申請書を提出した場合	半額還付
9月以降、利用予定日の30日以内に吉見町民会館使用料還付申請書を提出した場合	還付不可

●手続に必要な書類

吉見町民会館使用許可書 ・ 口座のわかるもの

●参考

使用許可の取消しに伴う使用料の還付につきまして、通常時は、以下のとおりとなります。

- 1 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき…全額還付
- 2 使用者が次の期間内に、使用許可の取消しを申し出たとき…5割還付
 - (1) 使用期日の60日前まで(大ホール及び関連施設)
 - (2) 使用期日の30日前まで(大ホール以外)

詳しくはフレサよしみにお問い合わせください。

<お問い合わせ>

吉見町教育委員会

生涯学習課 町民会館係

電話:0493-53-1331

FAX:0493-54-8733